

医 事 課

1. 新医師臨床研修制度について

(1) 新制度の実施及び実施体制の確保

本年4月の新医師臨床研修制度の実施を控え、臨床研修病院の指定については、現在までに新規申請されたもののほとんどが指定されており、新規の指定件数は586件（単独型・管理型）、臨床研修病院の数は対前年度比754病院増の1,391病院となっている。

大学病院と共同して臨床研修を行う病院についても、3月中に指定の審査を終えることとしており、最終的に約2,000病院が臨床研修病院に指定される予定である。

平成15年11月に実施された研修医マッチングでは、希望順位表を登録した8,109名のうち、7,756名の研修希望者の研修先が決まっている（マッチ率95.6%）。

新制度の実施に伴って臨床研修の実施体制の整備等が及ぼす地域医療への影響も指摘されていることから、各都道府県におかれては、先般送付した地域医療に関する関係省庁連絡会議のとりまとめも踏まえつつ、地域医療に支障が生じないように必要な対応をお願いしたい。

（新医師臨床研修制度に関しては、厚生労働省ホームページ参照。<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/rinsyo/index.html>）

(2) 臨床研修に係る補助金等について

臨床研修に係る補助金については、平成16年度予算案において前年度の4倍にあたる171億円を計上した。その内訳は①プログラム責任者の配置等、教育指導経費として111億円、②適切な指導体制を確保して行う宿日直研修を支援する導入円滑化加算として60億円となっている。これにより、臨床研修に係る教育指導体制が充実するとともに、結果として研修医の処遇改善が進み、研修医がアルバイトをせずに研修に専念できる体制が整備されるものと考えている。

なお、導入円滑化特別加算の補助対象となる医療機関、補助金等の具体的内容を検討するため、単独型・管理型臨床研修病院に対して研修医の処遇に係る平成16年度実施見込及び平成15年度実績（見込）を、平成16年2月4日付け事務連絡により調査しているところである。調査結果を踏まえ、できるだけ早く臨床研修に係る補助金の具体的な交付内容をお知らせしたい。

この補助金の執行については引き続き医事課において担当することとしているので、都道府県におかれては、新医師臨床研修制度の趣旨を踏まえ、適切かつ円滑な補助金の交付に向けて引き続きご協力をお願いしたい。

(3) 臨床研修機能の診療報酬上の評価

平成16年度診療報酬改定において、臨床研修機能の整備に伴う医療の質の向上に対して評価が行われ、一定の要件を満たす臨床研修病院、大学病院が算定する、臨床研修病院入院診療加算（入院初日30点）が新設された。

(4) 指導医講習会の開催指針

臨床研修の質を向上するためには、優れた指導医を継続して養成していくことが重要である。その中心となる指導医講習会について一定の質を確保するため、「指導医講習会の開催指針」を定め、医政局において個別にその内容を確認する仕組みを導入する予定である。今後、医療関係団体や学会等による指導医講習会の実施及び指導医の受講を推進することとしているので、指針の内容や講習会への参加について各臨床研修病院、大学病院等に対し周知方お願いしたい。

2. 医療従事者の養成について

- (1) 医師の需給については、高齢化のピーク時においてその均衡が達成されるよう、現在の新規参入医師数の概ね10%削減を目指すべき旨が、「医師の需給に関する検討会報告書」（平成10年5月）において提言されている。

これを受けて厚生労働省では、文部科学省をはじめ関係者に対し医科大学（医学部）の入学定員の削減を要請してきたところであり、公立大学についても引き続きご配慮をお願いします。

- (2) 医師等医療関係職種の状態試験については、各職種の更なる質の向上を図る観点から、適宜、試験の改善を図り、その実施に努めているところである。

また、平成16年の状態試験は、別冊の関係資料のとおり実施するので、合格発表後の免許申請手続きにあたっては、引き続き適切な実施方をお願いします。

- (3) 当課で所管する各医療関係職種の養成所については、近年、理学療法士、作業療法士等の新設校が急増している状況にあるが、今後は、新設校のみならず既存校においてもその質の確保が重要となっていることから、各養成所の年次報告書等を踏まえ、必要に応じ適宜個別に指導を行っていく予定である。

- (4) また、現在、臨床工学技士、義肢装具士養成施設のカリキュラム、専任教員等について見直しを行っており、本年度中を目処にそれぞれの学校養成所指定規則の改正を行う予定であり、その際には貴管下の関係者に対する周知徹底をよろしくをお願いします。

- (5) 医政局所管の医療関連職種の養成所の指定等の事務については、本年4月より各地方厚生局に移管し、養成所の監督、申請書等の関係書類の受理等を地方厚生局において行うのでよろしくご配慮をお願いします。

詳細については、後日連絡させていただくこととなるが、その際には貴管下の関係者に対する周知徹底をよろしくをお願いします。

3. 医療施設等施設整備事業の適正な執行について

医療施設等施設整備費補助金（理学療法士等養成所施設整備事業分）の経理については、その適正を期するため努力してきたところであるが、先般、会計検査院より平成12年度事業において補助対象外の経費を含め補助金を過大に交付しているものについて指摘を受けたところである。

今後、上記補助事業を含め、都道府県による補助事業について、関係者に対して指導を徹底する等、補助事業の適正な執行に万全を期すようお願いする。

4. 医師、歯科医師等の行政処分について

- (1) 平成14年12月、医道審議会医道分科会において「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」が取りまとめられたところであるが、昨年の処分内容を全体的にみると、結果として従来より重めの処分内容となっている。

医療過誤や医師等の犯罪について厳格に対応すべきとの社会的な要請が高まってきているとともに、医療関係資格者として不適切な行為のあった者に対する処分についても、今後とも厳正な態度で臨むこととしているので、各都道府県におかれては、医療関係資格者の倫理に関する意識の昂揚について、引き続き、御協力をお願いする。

- (2) 医療関係資格者の行政処分対象事案の把握については、かねてより御協力いただいているところであるが、情報入手の適正化の観点から法務省と協議を進めてきた結果、今般、医師及び歯科医師が刑事事件の被疑者として起訴された場合及び判決が出された場合に、法務省から当省に対し、医師の氏名、事件の概要等の情報が提供されることとなったのでお知らせする。

このため、医師及び歯科医師に係る対象事案の把握については、法務省から提供のあった情報を含め、各都道府県に依頼することとしているのでご承知願いたい。

なお、その他の医療関係資格者の対象事案の把握については、従前の取扱いと同様であるので留意願いたい。

医療関係資格者の倫理の確保のため、厳密な行政処分の執行が求められていることから、各都道府県におかれては、引き続き、行政処分対象事案の把握について、御協力願いたい。

5. 無資格者の取締り等について

あん摩、マッサージ又は指圧について、無資格者が業として行っているとの情報が当課に多く寄せられ、先日も無免許容疑による事件があったところである。

このため、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）第1条により、免許を有さない者については、あん摩、マッサージ又は指圧を業とすることはできないこととなっていることについて、周知・啓発を図られたい。

また、免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取扱いについては、「免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取締りについて」（昭和39年11月18日付け医発第1379号）において示しているところであり、その徹底を図られたい。

さらに、あはき法第1条のあん摩、マッサージ又は指圧が行われていない施設において「マッサージ」等と広告することについては、同施設においてあん摩マッサージ指圧が行われていると一般人が誤認するおそれがあり、公衆衛生上も看過できないものであるので、各都道府県におかれても、このような広告を行わないよう指導方お願いする。

6. 外国人医師の当該国の国民等の診療に限定した受入れについて

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成15年7月4日付け閣議決定）において、「現行の外国との医師の相互受入れを拡大し、相手国による日本人医師の受入れがない場合でも、英語による国家試験に合格した外国人医師を、診療対象を当該国民に限定する等の条件の下、受け入れる措置を講ずる」こととしたところであり、現在、具体的な受入れ枠組みについて検討している。本年度末を目途に通知を发出することを予定しているので、各都道府県におかれても御協力をお願いする。

7. DV法に係る医療関係者の通報制度について

平成13年10月に施行された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）については、

- ① 配偶者からの暴力を受けている者の発見者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこと。
 - ② 医師、歯科医師、看護師等医療関係者が①の通報をすることは、守秘義務違反とならないこと。
 - ③ 医師、歯科医師、看護師等医療関係者は、被害者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の業務の内容、連絡方法等について情報提供するよう努めなければならないこと。
- などが規定されているところであり、各都道府県におかれても、DV法に関する医療関係者への周知・研修等の実施をよろしく願います。

8. ホームレスに対する医療の確保について

平成15年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本指針」（平成15年7月厚生労働省・国土交通省告示第1号）を告示したところであり、医師法第19条第1項等に規定する医師等の診療に応ずる義務について周知に努めることとしているので、各都道府県におかれても御協力をお願いします。

なお、「病院診療所の診療に関する件」（昭和24年9月10日付け医発第752号）においても、医師法第19条等について、「何が正当な事由であるかは、それぞれの具体的な場合において社会通念上健全と認められる道徳的な判断によるべきであるが」、「医業報酬が不払であっても直ちにこれを理由として診療を拒むことはできない」としているところである。